

九州大学留学生センター日本語・日本文化研修コース規程

平成16年度九大規程第88号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和元年8月26日
(令和元年度九大規程第29号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学内共同教育研究センター規則(平成26年度九大規則第92号)第17条第2項の規定に基づき、日本語・日本文化研修コースに関し必要な事項を定めるものとする。

(コースの目的)

第2条 日本語・日本文化研修コースは、外国人留学生及び外国の大学に在学する日本人(以下「外国人留学生等」という。)に対し、日本語能力及び日本事情・日本文化の理解を向上させるための教育を行うことを目的とする。

(日本語・日本文化研修生)

第3条 日本語・日本文化研修コースの外国人留学生等を日本語・日本文化研修生と称する。

(資格)

第4条 日本語・日本文化研修生となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に規定する日本語・日本文化研修留学生
- (2) その他外国人留学生等で留学生センター(以下「センター」という。)の長が適当と認めたもの

(定員)

第5条 日本語・日本文化研修コースの定員は、30人とする。

(許可)

第6条 日本語・日本文化研修生となることを志願する者が、所要の手続を完了したときは、センターの長は、留学生センター委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、これを許可する。

(研修期間)

第7条 日本語・日本文化研修コースの研修期間は、1年とし、その始期は、10月とする。

(教育課程)

第8条 日本語・日本文化研修コースの教育課程は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教育課程の履修等に関し必要な事項は、センターの長が定める。

(修了等)

第9条 総長は、委員会が前条第1項の教育課程を修了したと認めた者には、修了証書を授与する。

(授業料等の額及び徴収方法等)

第10条 第4条第2号の規定による日本語・日本文化研修生に係る検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程(平成16年度九大会規第12号)に定めるところによる。

(除籍)

第11条 前条に規定する日本語・日本文化研修生が授業料の納付を怠った場合は、センターの長はこれを除籍する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、日本語・日本文化研修コースに関し必要な事項は、委員会の議を経て、センターの長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年度九大規程第136号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。
附 則 (平成17年度九大規程第21号)
この規程は、平成17年10月1日から施行する。
附 則 (平成18年度九大規程第48号)
この規程は、平成18年10月1日から施行する。
附 則 (平成18年度九大規程第129号)
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成20年度九大規程第68号)
この規程は、平成20年10月1日から施行する。
附 則 (平成21年度九大規程第41号)
この規程は、平成21年10月1日から施行する。
附 則 (平成22年度九大規程第193号)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 (平成23年度九大規程第89号)
この規程は、平成23年10月1日から施行する。
附 則 (平成24年度九大規程第8号)
この規程は、平成24年10月1日から施行する。
附 則 (平成25年度九大規程第30号)
この規程は、平成25年10月1日から施行する。
附 則 (平成26年度九大規程第207号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 (令和元年度九大規程第29号)
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第8条第1項関係）

	授 業 科 目	第1期 (10月～3月)	第2期 (4月～9月)
必修 科目	自主研究		2単位 (30時間)
	日本語論	12単位(180時間)	
	日本社会文化論	12単位(180時間)	
選択 科目	各学部等が開講する日本の社会や文化等に関する学部学生向け授業	4単位 (60時間) 以上	